

第9回

熊本県議会

議会運営委員会会議記録

令和2年6月23日

開 会 中

場 所 議 会 運 営 委 員 会 室

第9回 熊本県議会 議会運営委員会会議記録

令和2年6月23日(火曜日)

午前9時10分開議

午前9時17分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例を委員会提出議案として提出することについて
- 2 議員提出議案(第1号及び第2号)及び委員会提出議案(第1号～第3号)について
- 3 本日の議事次第について
- 4 議会運営委員会の閉会中の継続審査事件について
- 5 その他
 - (1)高校生県議会について
 - (2)その他

出席委員(12人)

委員長 田代国広
 副委員長 高野洋介
 委員 前川 收
 委員 藤川 隆夫
 委員 城下 広作
 委員 松田 三郎
 委員 鎌田 聡
 委員 吉永和世
 委員 井手順雄
 委員 小早川宗弘
 委員 溝口幸治
 委員 坂田孝志

欠席委員(なし)

議長 池田和貴

委員外議員(1人)

副議長 淵上陽一

執行部出席者

総務部長 山本倫彦

総務部総括審議員

兼政策審議監 平井宏英

首席審議員兼財政課長 間宮将大

審議員兼財政課課長補佐 川上竜也

財政課課長補佐 岩野洋士

事務局職員出席者

議会事務局長 吉永明彦

議会事務局次長

兼総務課長 横尾徹也

議事課長 村田竜二

政務調査課長 東 敬二

審議員兼総務課課長補佐 森田 学

審議員兼議事課課長補佐 富田博英

審議員

兼政務調査課課長補佐 松永隆則

総務課課長補佐 岸本誠司

議事課課長補佐 篠田 仁

議事課主幹 岡部康夫

午前9時10分開議

○田代国広委員長 ただいまから第9回議会運営委員会を開会いたします。

まず、議題1、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例を——これは、さきの議会運営委員会で、本県議会でも委員会のオンライン会議の実施に向けて環境を整備しておいたほうがいいのではないかと御提案を受けて、理事会でその取扱いを検討してきた結果、今6月定例会で熊本県議会委員会条例の規定を整備すべきとなったものでございます。

それでは、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例を委員会提出議案として提出することにつきまして、資

料1により御説明申し上げます。

1ページは条例(案)でございますので、2ページの条例案の概要で御説明いたします。

まず、1、条例の名称は、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。

次に、2、制定改廃の趣旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止等の観点から、委員会のオンライン会議が開催できるよう、委員会の開催方法の特例についての規定を設ける改正を行うものでございます。

次に、3、内容でございますが、具体的には、第1項で、委員長は、委員の全部または一部について、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、秘密会を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法、いわゆるオンラインによって委員会を開催することができることを規定しております。

次に、第2項は、第29条に規定します記録の調製に当たり、遠隔地からオンラインにより委員会に出席した議員について、その出席方法を記載することを規定しております。

次に、第3項で、第2項に定めるもののほか、オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項を議長が議会運営委員会に諮って定めることを規定しております。

次に、4、施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

なお、3ページ、4ページに改正案の新旧対照表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について、質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、新型コロナウイルス感染症の蔓延の防止の観点等から、委員会のオンライン会議を可能とするため、資料1のとおり、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例を議会運営委員会として提案することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、熊本県議会委員会条例の一部を改正する条例については、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名をもって議長宛てに提出し、本会議への上程については、次の議題2で、ほかの議案と併せてお諮りすることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題2、議員提出議案及び委員会提出議案についてお諮りいたします。

資料2及び資料3のとおり、本日の本会議に上程することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題3、本日の議事次第について、吉永議会事務局長から説明をお願いします。

○吉永議会事務局長 それでは、本日の議事次第につきまして、次第の議題3に記載の内容により御説明申し上げます。

開議の後、各常任委員長の報告があり、質疑、討論、議決となります。

なお、山本議員から、第1号及び第12号並びに請第17号の不採択に対する反対討論が通告されております。

次に、閉会中の継続審査の件が諮られます。

これは、各常任委員会、各特別委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査について

でございます。

次に、一般質問最終日の6月15日に上程のありました知事提出議案第23号から第25号までに対する質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、議員提出議案第1号及び第2号の上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、質疑、討論の通告はございません。

次に、委員会提出議案第1号から第3号までの上程があり、質疑、討論、議決となります。

なお、第2号及び第3号については、質疑、討論の通告はございません。

最後に、閉会宣告をして閉会となります。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいまの説明について質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、本日の議事次第については、ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題4、議会運営委員会の閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

次第の議題4に記載のとおり、議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、議題5、その他に入ります。

まず、(1)高校生県議会について、池田議長から発言の申出がっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○池田和貴議長 すみません、高校生県議会についてお話しさせていただきたいと思ひます。

例年、夏休み期間に開催しております高校生県議会でございますが、本年度は開催を見送ることにさせていただきたいというふうに思っております。

といいますのも、学校は再開をしておりますけれども、教育委員会のほうからは、学習指導と心のケアを優先して取り組んでいるところであり、また、夏休み期間も短縮となり、各学校は参加が難しいのではないかとの意見があったところでございます。

これを受けて、執行部とも協議を行いました。が、本年度の開催は見合わせることで意見が一致したところでございます。

これまで8回高校生県議会が開催されておりました。高校生たちが県の施策や県議会の役割について理解と関心を深める非常に意義あるところだというふうに思っておりましたが、今年は残念ながらこういうことになりましたが、ぜひ御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○田代国広委員長 ただいま池田議長から高校生県議会について御説明いただきましたが、質問はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 次に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 ないようですので、これで質疑を終了いたします。

次回の委員会は、次期定例会の会期日程の審議等のため、8月11日火曜日の午前10時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○田代国広委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、本日も本会議を10時に開会できますようよろしくお願ひいたします。

これもちまして第9回議会運営委員会を
閉会いたします。

午前9時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

議会運営委員会委員長